

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年4月1日
【会社名】	オンコリスバイオファーマ株式会社
【英訳名】	Oncolys BioPharma Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 浦田 泰生
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
【電話番号】	03-5472-1578（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 吉村 圭司
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
【電話番号】	03-5472-1578（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 吉村 圭司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1 【提出理由】

当社は、2022年3月30日の第18回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年3月30日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款の一部変更の件

(下線部分に変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> <u>第17条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (新設) (新設)	(削除) <u>(株主総会資料の電子提供)</u> <u>第17条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、会社法第325条の2に定める電子提供措置をとるものとする。 <u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部又は一部について、基準日までに会社法第325条の5に定める書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないこととする。</u> <u>(附則)</u> <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u> <u>1. 現行定款第17条の削除及び変更定款第17条の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条但書に定める施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日に開催する株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。</u> <u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもって自動的に削除されることとする。</u>

第2号議案 取締役4名選任の件

浦田泰生、吉村圭司、梶原康成及び斎藤泰を取締役に選任するものであります。

第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

(1) 減少する資本金及び資本準備金の額

資本金9,039,516,330円のうち6,039,516,330円

資本準備金9,031,904,330円のうち8,445,478,701円

(2) 増加するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金14,484,995,031円

2. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金14,516,735,927円を全額減少させ、繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当するものであります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額 その他資本剰余金14,516,735,927円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額 繰越利益剰余金14,516,735,927円

3. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分が効力を生ずる日

2022年5月31日

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び賛成 (反対)の割合 (%)
第1号議案 定款の一部変更の件	76,949	2,258	7	(注)1	可決 97.140
第2号議案 取締役4名選任の件					
浦田 泰生	74,551	4,666	7	(注)2	可決 94.101
吉村 圭司	74,577	4,640	7	(注)2	可決 94.134
樫原 康成	75,151	4,066	7	(注)2	可決 94.858
斎藤 泰	75,099	4,118	7	(注)2	可決 94.793
第3号議案 資本金及び資本準備金 の額の減少並びに剰余 金の処分の件	75,907	3,310	7	(注)2	可決 95.813

(注) 1. 当社定款第15条2項により、「議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う」と定めております。

2. 当社定款第15条1項により、「出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う」と定めております。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により

決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。